

(別紙 1-3 くろまぐろ (小型魚))

第 1 特定水産資源

1 特定水産資源の名称

くろまぐろ (小型魚)

2 特定水産資源の定義

くろまぐろのうち、30 キログラム未満のものをいう。以下この別紙において同じ。

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 山口県くろまぐろ (小型魚) 日本海定置漁業

(1) 水域

中西部太平洋条約海域 (許可省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)

(2) 対象とする漁業

日本海定置漁業 (瀬戸内海以外の海域において、山口県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する定置漁業 (法第 60 条第 1 項に掲げる定置漁業権に基づく定置漁業、山口県漁業調整規則第 4 条第 17 項に掲げる小型定置網漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する第二種共同漁業であって漁具を定置して営む漁業。)) 以下この別紙において同じ。)

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲可能量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日 (以下この別紙において「行政機関の休日」という。)) は算入しない。)

2 山口県くろまぐろ (小型魚) その他の漁業

(1) 水域

中西部太平洋条約海域

(2) 対象とする漁業

山口県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (日本海定置漁業を除く)。

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲可能量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 本県に配分された漁獲可能量のうち、0.1トンを県留保とし、残りを平成25年から平成27年までの漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分する。ただし、追加配分等については、あらかじめ山口県日本海海区漁業調整委員会及び山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。
- 2 1の規定にかかわらず、数量の融通の結果、知事管理区分の数量変更が生じる場合には、あらかじめ山口県日本海海区漁業調整委員会及び山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

WCPFCにおいて、小型魚の増枠後も0歳魚（2キログラム未満）の漁獲をWCPFCで合意された基準年（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日まで）の平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることとされたことを踏まえ、本県は、0歳魚の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないため、小型魚から大型魚を対象とする漁業への転換支援を行うなど、関係する漁業者に対する必要な支援・助言を行うこととする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の70パーセントを超える時を基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。